

## 有害鳥獣防護柵等設置費を補助します

町では、農作物を有害鳥獣から守るために設置する電気柵や防護柵の購入にかかる費用に補助金を交付します。

**補助対象者** ●町内に住所を有し、自ら農業を行い町内の農地に電気柵や防護柵を設置した人

**補助金額** ●5万円を上限とし、設置した経費の8割を補助します。

※電気柵や防護柵を設置するために必要な資材が対象で、人件費は対象外です。

※町税を滞納している人は、補助が受けられません。

**申請書類** ●補助金交付申請書、資材等購入明細書・領収書、設置場所の状況写真

**申込&問合せ** ●申請書類を持参のうえ、両神庁舎・産業振興課へ申請してください。

両神庁舎・産業振興課 ☎ 79-1101

## 新規に狩猟免許を取得した人に補助金を交付します

町では、有害鳥獣の捕獲及び有害鳥獣による農林産物等の被害防止を推進するため、新たに狩猟免許を取得した人へ補助金を交付します。

**補助対象者** ●町内に住所を有し、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律で規定する「第1種」、「第2種」及び「わな」の狩猟免許を新たに取得し、小鹿野町で実施する有害鳥獣捕獲事業に従事する意思のある人

**補助対象経費** ●狩猟免許試験講習会受講料及び受験手数料、銃所持許可講習会受講料及び鉄砲所持許可申請手数料、教習射撃資格申請手数料及び受講料、火薬類等譲受許可申請手数料、各申請に伴う診断書費用等が対象です。

**申請書類** ●補助金の交付申請書、取得した狩猟免状の写し、有害鳥獣捕獲事業の従事意思に関する誓約書、補助対象経費の領収書

**申込&問合せ** ●申請書類を持参のうえ、両神庁舎・産業振興課へ申請してください。

両神庁舎・産業振興課 ☎ 79-1101

## 高性能合併処理浄化槽の設置促進

町では、快適な住環境をつくるとともに河川の水質を改善し清流を取り戻すことを目的として、単独処理浄化槽やくみ取り式便槽から合併処理浄化槽への転換を図る世帯に対し配管布設費用等を補助しています。

現在、くみ取り式便槽や単独処理浄化槽をご使用の家庭の皆さん、合併処理浄化槽への早期転換を考えていかがでしょうか。



### 各種補助金

#### ①配管費の補助金(転換設置のみ対象)

高性能合併処理浄化槽の設置にあたり、トイレ、台所、風呂場等から浄化槽へ流入する管及び放流先までの管の布設工事に要する額

**補助金額** ●配管費用の全額(限度額は20万円)

#### ②単独処理浄化槽及びくみ取り式便槽の撤去補助金(転換設置のみ対象)

高性能合併処理浄化槽の設置にあたり、単独処理浄化槽やくみ取り式便槽の撤去に対して補助金を交付します。

**補助金額** ●限度額は10万円

#### ③放流ポンプ槽の設置に補助金

高性能合併処理浄化槽の設置にあたり、放流先が高く自然に流せない場合に、放流ポンプ設置費の補助金を交付します。

**補助金額** ●限度額は5万円

#### ④生活排水路の整備に補助金

共同で設置する場合は共有する部分、一戸で設置する場合は公共用水域までの距離が20mを超える部分について補助対象とし補助金を交付します。

**補助金額** ●整備費の2分の1(限度額は30万円)

#### ■標準的な個人住宅の分担金(令和元年度)

浄化槽の種類	標準(乗用車乗入可)	人道(乗用車乗入不可)
5人槽	84,456円	57,132円
7人槽	97,740円	74,766円
10人槽	120,636円	92,124円

#### ■浄化槽の人槽の決め方

5人槽	世帯人員が3人以下
7人槽	世帯人員が4~5人
10人槽	世帯人員が6~8人又は2世帯住宅

申込&問合せ ●衛生センター ☎ 75-0352

## 災害時の避難行動要支援者名簿を更新します

町では、小鹿野町地域防災計画のもと、避難行動要支援者名簿を作成しています。災害時における安否確認や避難支援などの必要な支援が受けられるように対象となる人には、6月上旬頃に郵送で通知いたしますので、登録の手続きをお願いします。なお、すでに名簿への登録が済んでいる人へは、通知は行いません。

### 避難行動要支援者名簿とは…

避難行動要支援者(災害時に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する人)と認められた人の名簿です。

**対象** ●次に該当する在宅で生活されている人が対象となります。

①65歳以上の単身高齢者

②70歳以上の高齢者のみで構成する世帯に属する人

③要介護認定3~5を受けている人

④身体障害者手帳1級又は2級を所持する人

⑤療育手帳Ⓐ・Ⓑを所持する人

⑥精神障害者保健福祉手帳1級を所持する人

⑦難病患者

⑧その他避難支援等を希望し、町長が支援の必要を認めた人

※①~⑦の名簿対象者に該当しない場合でも、避難支援等を希望し、「小鹿野町避難行動要支援者名簿」への登録を申請すれば、避難支援等関係者へ情報提供を行います。また、名簿情報は、1年に1度更新します。

**避難支援等関係者** ●町で作成する避難行動要支援者名簿の提供を受け、避難支援等の実施に携わる関係者を指します。小鹿野町地域防災計画では、次の皆さんを避難支援等関係者としています。

地域の自主防災組織、行政区長、消防団分団長、民生委員、小鹿野町社会福祉協議会、小鹿野警察署、秩父消防署西分署等

問合せ ●保健福祉センター・福祉課 ☎ 75-4109

## 重度心身障害者の医療費を助成します

町では、重度の障害者やその家族の経済的負担を軽減し、福祉の増進を図るため、医療費の一部負担金を助成金として支給します。対象となる人はご活用ください。

### 助成対象者

①身体障害者手帳の1・2・3級を交付されている人

②療育手帳Ⓐ・Ⓑを交付されている人

③精神障害者保健福祉手帳1級を交付されている人

④障害認定により後期高齢者医療制度に加入している人

※65歳を過ぎてから新たに上記の手帳を取得した人は対象となりません。

### 支給内容

■医療機関で診察を受けた際に支払う医療費の自己負担分を支給します。ただし、高額療養費・附加給付金などの健康保険からの給付がある場合は、その金額を支給額から控除します。

■予防接種の費用や入院時の食事療養費などの保険外診療分については支給の対象外です。

### 所得制限

■平成31年1月から新規に申請している人で、本人の所得が基準額を超える場合は、支給の対象外です。現在受給中の人には、経過措置により令和4年10月から所得制限が適用となります。

■所得制限の基準は国の「特別障害者手当」に準拠します。(例)扶養親族等0人の場合…年収518万円

■所得の把握は町が本人の同意を得たうえで税情報等から確認します。転入された人は所得証明書の提出が必要です。

**申込&問合せ** ●福祉課へ障害者手帳、健康保険証、預金通帳、印鑑をお持ちのうえ、申請をしてください。申請書は、福祉課に用意してあります。

保健福祉センター・福祉課 ☎ 75-4109

